



旅行特別補償保険

AIG損保



広がる世界へ、
この安心とともに。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(契約概要「注意喚起情報」等)、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
 03-6848-8500
 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



旅行特別補償保険の概要・補償のご案内

1 旅行特別補償保険の概要

「企画旅行※1」に参加する旅行者がその企画旅行参加中※2に急激かつ偶然な外来の事故によって身体にケガを被ったときに、被保険者(保険の補償を受けられる旅行者。以下同様とします。が、標準旅行業約款(企画旅行契約)の特別補償規程に基づいて、当該旅行者またはその法定相続人に対して補償金、入院見舞金または通院見舞金の支払責任を負担することによって被る損害に対して、被保険者(旅行者)に保険金をお支払いします。また、特約により、旅行者の携行品損害に対して被保険者(旅行者)が補償金を支払うべき場合に、被保険者(旅行者)に保険金をお支払いします。

※1「企画旅行」とは、旅行業を営む者が、以下の行為を行うことにより実施する旅行をいいます。

1. 旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービス(以下「運送等サービス」という)の内容ならびに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を旅行者の募集のためあらかじめ、また旅行者からの依頼により作成するとともに、その計画で定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為。
2. 前号に掲げる行為に付随して、運送および宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス(以下「運送等関連サービス」という)を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で締結する行為。(旅行業法第2条第1項、第2項)

※2「企画旅行に参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって被保険者があらかじめ手配した乗車券類等によって提供されるその企画旅行の日程で定める最初の交通機関・宿泊施設等(交通機関・宿泊施設等)には、旅行者が企画旅行に参加するため個別に利用する機関等を含みません。以下同様とします。のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の交通機関・宿泊施設等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者が離脱および復元の予定日時をあらかじめ被保険者に届出ることが困難なときまたは復元の予定が離脱したときは、その離脱している間は、企画旅行に参加しているものとします。また、その企画旅行の日程で、旅行者が被保険者の手配にかかっている交通機関・宿泊施設等のサービスの提供を一切受けられない(旅行地の標準時によります。が定められている場合において、その旨およびその日に生じた事故によって旅行者が被った被害に対し標準旅行業約款に基づく補償金および見舞金の支払が予定されていない旨が契約書面に明示されたときは、その日は企画旅行に参加していないものとします。

■ 企画旅行の特別補償について



	補償金額 (海外旅行の場合)		補償金額 (国内旅行の場合)		保険金額 (ご契約金額)	注意事項
	①死亡補償金	2,500万円	①死亡補償金	1,500万円		
②後遺障害補償金	程度により2,500万円の3%~100%	程度により1,500万円の3%~100%	②後遺障害補償金	程度により1,500万円の3%~100%	特別補償規程に同じ	①②③④について病気が補償の対象外
③入院見舞金	入院期間	見舞金額	入院期間	見舞金額	③入院見舞費用保険金	
	180日以上	40万円	180日以上	20万円		
	90日以上180日未満	20万円	90日以上180日未満	10万円		
	7日以上90日未満	10万円	7日以上90日未満	5万円		
	7日未満	4万円	7日未満	2万円		
④通院見舞金	通院期間	見舞金額	通院期間	見舞金額	④通院見舞費用保険金	
	90日以上	10万円	90日以上	5万円		
	7日以上90日未満	5万円	7日以上90日未満	2万5千円		
	3日以上7日未満	2万円	3日以上7日未満	1万円		
⑤携行品損害補償金(特約)	15万円限度(ただし、損害額が3,000円を超えた時)	15万円限度(ただし、損害額が3,000円を超えた時)	⑤携行品損害補償金	15万円限度(ただし、損害額が3,000円を超えた時)	1個・1組または1対について10万円を限度とし、合計14万7,000円限度(ただし、自己負担額1名1事故3,000円を控除)	控除される自己負担額3,000円は旅行者の負担

2 被保険者(保険の補償を受けられる方)

旅行業法第3条の規定による旅行業の登録を受けた者で、企画旅行を実施する者。

3 対象となる旅行の範囲

旅行業法第2条第1項、第2項に規定する企画旅行を対象とする。(P.1参照)

- (注)1. 国内旅行、海外旅行の別を問わない。
2. 国内旅行とは本邦内のみ旅行をいい、海外旅行とは国内旅行以外の旅行をいう。

4 お支払いする保険金の種類

基本契約

- ①死亡補償保険金
旅行者ケガにより事故日を含めて180日以内に死亡し、被保険者(保険の補償を受けられる旅行者)が旅行者の法定相続人に対して死亡補償金の支払責任を負担する場合には、旅行者1名につき死亡補償保険金額を限度に、死亡補償保険金をお支払いします。
- ②後遺障害補償保険金
旅行者ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、被保険者(保険の補償を受けられる旅行者)が後遺障害補償金の支払責任を負担する場合には、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害補償保険金額(1名あたり)の3%~100%の金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算をし、後遺障害補償保険金額が限度となります。
- ③入院見舞費用保険金
旅行者ケガにより平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、入院し、かつ、被保険者(保険の補償を受けられる旅行者)が入院見舞金の支払責任を負担する場合には、所定の入院日数に応じて、入院見舞費用保険金(1名あたり)をお支払いします。
- ④通院見舞費用保険金
旅行者ケガにより平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、通院し、かつ、被保険者(保険の補償を受けられる旅行者)が通院見舞金の支払責任を負担する場合には、所定の通院日数に応じて、通院見舞費用保険金(1名あたり)をお支払いします。ただし、事故日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いの対象となりません。

携行品損害補償特約

- 携行品損害補償特約
企画旅行参加中の偶然な事故によって、旅行者が所有し携行する身の回り品(補償対象品)に損害を被り、かつ、被保険者(保険の補償を受けられる旅行者)が標準旅行業約款(企画旅行契約)の特別補償規程に基づいて旅行者に対して損害補償金を支払うべき場合に、旅行者1名につき147,000円を限度に保険金をお支払いします。(ただし、自己負担額1名1事故3,000円を控除、補償対象品1つ1組、1対あたり10万円限度)

5 保険金をお支払いしない主な場合

1) 海外旅行を目的とする企画旅行

次の理由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- 故意
 - 自殺行為・犯罪行為または闘争行為
 - 自動車などの無資格運転、酒気帯び運転中に被ったケガや損害
 - 戦争・革命・内乱・暴動
 - 放射線照射放射能汚染
 - 自然の消耗またはさび変色欠陥
 - 置き忘れまたは紛失
- 携行品損害の場合は更に

2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

海外旅行における保険金をお支払いしない主な場合に加え[地震もしくは噴火またはこれらによる津波およびこれに伴って生じた事故または秩序の混乱に基づいて生じた事故が保険金をお支払いしない場合となります。

3) 海外旅行国内旅行に共通して

次のいずれかの行為が企画旅行の旅行日程に含まれている場合は、お引き受けできません。

山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングを含みます。)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機乗縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)をいい、パラプレーン等パラシュート型超軽量動力機は除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

6 契約方式

ご契約の方式としては次の2種類があります。

1) 個別契約方式

1企画旅行ごとに、事前の申し込みに応じて保険契約を締結し、保険料は契約締結時に払い込みいただきます。

2) 包括契約方式

すべての企画旅行について、あらかじめ覚書により包括して保険契約を締結することを約定しておく方式です。なお、保険料の精算方法は次のとおりです。

(毎月報告・毎月精算) 保険契約締結時に暫定保険料(覚書期間中の見込人数相当分保険料の1か月分以上相当額を払い込みいただき、毎月1か月分をとりまとめて、確定保険料を払い込みいただきます。暫定保険料は保険期間の最終に払い込まれるべき確定保険料との間で、差額を精算します。

7 保険金額(ご契約金額)

1旅行者につき、下記の金額になります。

1) 死亡後遺障害補償

①海外旅行 2,500万円

②国内旅行 1,500万円

2) 入院見舞費用

入院期間により、次の区分に従って、入院見舞費用保険金をお支払いします。

入院期間	入院見舞費用保険金	
	海外	国内
180日以上	40万円	20万円
90日以上180日未満	20万円	10万円
7日以上90日未満	10万円	5万円
7日未満	4万円	2万円

3) 通院見舞費用

通院期間により、次の区分に従って、通院見舞費用保険金をお支払いします。

通院期間	通院見舞費用保険金	
	海外	国内
90日以上	10万円	5万円
7日以上90日未満	5万円	2万5千円
3日以上7日未満	2万円	1万円

4) 携行品損害補償

147,000円ただし、自己負担額1事故1名3,000円を控除)

※ 携行品損害補償特約では、「実際にかかった損害または費用の額(損害額)-自己負担額」が、お支払いする保険金の額となります。上記損害額は、補償対象品1個、1組または1対あたり10万円を限度とします。

8 保険金のお支払い方法

次のいずれかの方法によります。

1) 被保険者(保険の補償を受けられる旅行者)への保険金をお支払いする方法

被保険者(保険の補償を受けられる旅行者)が標準旅行業約款(企画旅行契約)に基づき旅行者またはその法定相続人に対し補償金または入院見舞金をお支払いいただいた後、旅行者またはその法定相続人の領収書の他、所定の保険金請求書類を保険会社に提出していただいた上で保険金をお支払いします。

2) 直接旅行者またはその法定相続人の銀行預金等の口座に保険金を振込む方法

被保険者(保険の補償を受けられる旅行者)が標準旅行業約款(企画旅行契約)に基づき旅行者またはその法定相続人に対し補償金または入院見舞金を支払う前に保険金の支払いを受ける場合、保険金請求書に旅行者またはその法定相続人の銀行預金等の口座を指定してこれに保険証券その他必要な書類を提出していただくことにより保険金をお支払いします。


(注携行品損害保険金の場合は、上記①の方法により、被保険者(保険の補償を受けられる旅行者)に保険金をお支払いします。)

2018年1月1日以降保険始期契約用
2018年1月版

旅行特別補償保険

重要事項説明書の補足事項

AIG 損害保険株式会社

この補足事項では、旅行特別補償保険「重要事項説明書」において  マークを記載した事項およびその他ご留意いただきたい事項についてご説明しています。重要事項説明書とあわせてご確認ください。

1・事故が起こった場合の手続

(1) 保険金をお支払いする事故などが発生した場合は、30日以内に取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。正当な理由なくご通知がない場合や、知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) 保険金請求権には時効(3年)がありますので、ご注意ください。

(3) 保険金を請求する際は、例えば次表のような「保険の約款」に定める書類のうち、弊社が請求した書類を提出していただく必要があります。なお、お支払いする保険金によって必要書類が異なります。

確認の内容	必要書類の例
本人・請求意思の確認	保険金請求書、印鑑証明書 など
保険事故発生の確認	公的機関や第三者の事故証明書 など
損害額の確認	診断書、治療費領収書、各費用の支出を証明する書類 など
旅行参加者であることの確認	旅行参加申込書 など

(4) 弊社では、保険金のご請求手続が完了した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いすることとしておりますが、「保険の約款」に定める特別な調査などが必要な場合には、これを延長することがあります。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。